

妙高市インターネット公有財産売却(以下「公有財産売却」といいます)をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「妙高市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます)」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとYahoo!オークションガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、妙高市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴庁における入札、契約などにかかわる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1.私は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2.個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条の第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団ではありません。
- 3.次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1)暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (2)自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (3)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (4)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
 - (5)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- 4.私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1)正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2)入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3)落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4)契約の履行をしないこと。
 - (5)契約に違反し、契約の相手方として不相当と妙高市に認められること。
 - (6)入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7)社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8)天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 5.私は、貴庁の公有財産売却にかかわる「公有財産売却ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

新潟県妙高市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項各号に該当すると認められる方

(参考:地方自治法施行令(抜すい))

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札にかかわる契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたときまたは公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(以上参考:地方自治法施行令(抜すい))

(2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団に該当する方

(3) 次のいずれかに該当する方

- ・ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- ・ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- ・ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- ・ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- ・ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(4) 日本語を完全に理解できない方

- (5) 妙高市が定める本ガイドラインおよびYahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

(1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり妙高市が執行する一般競争入札手続きの一部です。

(2) 落札したにもかかわらず、売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間妙高市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。

(3) 公有財産売却に参加される方は妙高市の定める入札保証金を納付してください。ただし一部の動産については免除することがあります。

(4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます)上の公有財産売却の物件詳細画面や、妙高市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、入札前に妙高市で現地説明会(動産の場合は供覧会)を行うことがあります。ただし、降雪などのやむを得ない理由により財産の通常の状態を確認できない場合があります。(説明会に参加しなくても入札には参加できます。)

(5) 売却システムは、ヤフー株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申し込み売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 参加申し込み(本申し込み)

・動産の場合

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、妙高市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金納付書」、「入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」(これらは1枚の用紙に兼用になっています。以下、「申込書」といいます)を印刷し、必要事項を記入・押印後、個人の場合は運転免許証、健康保険証、パスポート等のいずれかのコピー(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本のコピー)を添付のうえ、妙高市に送付してください。(郵送の場合は、申込締切日の消印有効)

・複数の物件について申し込みをされる場合、添付書類は1通のみ提出してください。

・不動産の場合

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、妙高市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金納付書」、「入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」(これらは1枚の用紙に兼用になっています。以下、「申込書」といいます)を印刷し、必要事項を記入・押印

後、住民票(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本)および印鑑登録証明書を添付のうえ、妙高市に送付してください。(郵送の場合は、申込締切日の消印有効)

・これらの住民票(商業登記簿謄本)、印鑑登録証明書などは申込み日前3カ月以内に作成されたものであることが必要です。

・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票および印鑑登録証明書は1通のみ提出してください。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など妙高市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者は、契約締結後に財産に面積の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、譲渡代金の減額もしくは、損害賠償の請求または契約の解除をすることができません。

(3) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(4) 不動産について妙高市は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。

(5) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など(建築など)に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

(6) 財産は現況のまま所有権移転します。妙高市は建物・工作物の改築・撤去、立木の伐採などは行いません。

(7) 不動産の所有権移転登記の名義人は落札者本人です。

(8) 不動産については、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、妙高市が権利移転の登記を関係機関に囑託します。

(9) 自動車については、原則として落札者が移送、自動車登録手続きを行います。

(10) 不動産について落札者は、財産の引き渡しの日から5年間、財産を風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これに類する業、および暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に使用することはできません。また上記の目的に転用されるおそれのある転売を行なうことはできません。

4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の

場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびYahoo! JAPAN ID に登録されているメールアドレスを妙高市に開示され、かつ妙高市がこれらの情報を妙高市文書管理規程に基づき、5年間保管すること。

・妙高市から公有財産売却の参加者に対し、Yahoo! JAPAN ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関する連絡を電子メールにて送信すること。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のYahoo! JAPAN ID を売却システム上において一定期間公開されること。

エ. 妙高市が収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用すること。

オ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のYahoo! JAPAN ID 及び落札金額が、妙高市の入札結果公表により公開されること。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、不動産の落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5. 共同入札について

(1) 共同入札とは一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のYahoo! JAPAN ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ. 共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所(所在地)と氏名(名称)を連署した申込書を入札開始2開庁日前までに妙高市に提出することが必要です。なお、申込書は妙高市のホームページより印刷することができます。

ウ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、入札に参加できません。もしくは共同入札者が落札者となっても不動産の権利移転登記を行うことができません。

エ. 共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。銀行振込みのみとなります。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です(一部動産は入札保証金が免除される場合があります)。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたYahoo! JAPANID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人名でYahoo! JAPAN ID を取得する必要があります。

・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書および申込書を入札開始2 開庁日前までに妙高市に提出することが必要です。原則として、入札開始2 開庁日前までに妙高市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2. 入札保証金の納付について

(1)入札保証金とは

地方自治法施行令第167 条の7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、妙高市が売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに予定価格(最低落札価格)の100分の10 以上の金額を定めます。ただし、一部動産については入札保証金が免除される場合があります。

(2)入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、妙高市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

・入札保証金には利息を付しません。(したがって入札保証金を返還する場合は利息は加算されません。)

・原則として、入札開始2 開庁日前までに妙高市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、ヤフー株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、妙高市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票(法人の場合は商業登記簿謄本)および印鑑登録証明書を添付のうえ、妙高市に送付してください。(郵送の場合は申込締切日の消印有効)ただし、動産の入札を申し込む場合は、住民票に替えて運転免許証のコピー等を添付することができます。(添付書類については「第1 公有財産売却の参加条件など」「2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項」「イ. 参加申込み(本申込み)」を参照してください。)

・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用

きます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)

・法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得したYahoo! JAPAN ID で公有財産売却の参加申し込みを行います。当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

・共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。銀行振込みのみとなります。

イ. 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、妙高市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記載・押印後、必要書類(法人の場合は商業登記簿謄本)および印鑑登録証明書を添付のうえ、妙高市に送付してください。(郵送の場合は申込締切日の消印有効)ただし、動産の入札を申し込む場合は、住民票に替えて運転免許証等のコピーを添付することができます。(添付書類については「第1 公有財産売却の参加条件など」「2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項」「イ. 参加申込み(本申込み)」を参照してください。)

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が妙高市に到着後、妙高市から電子メールにて振込口座情報をお知らせしますので、内容をご確認のうえ振込みください。

・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、執行機関が納付を確認できるまで3 開庁日程度要することがありますので早めに振込をお願いします。

ウ. 妙高市の指定金融機関で納付(現在この方法は行なわれていません)

エ. その他の方法による納付(現在この方法は行なわれていません)

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに妙高市の定める契約を締結しない場合は返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第167 条の16 に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したYahoo! JAPAN ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

妙高市は、地方自治法施行令第167 条の4 第1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、妙高市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN ID を落札者の氏名(名称)とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のYahoo! JAPAN ID と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 妙高市から落札者への連絡落札者には、妙高市から入札終了後、あらかじめYahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・妙高市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、妙高市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、原則として契約保証金を返還しません。

・当該電子メールは、妙高市に連絡する際や妙高市に書類を提出する際などに必要となりますので保存してください。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則として返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

妙高市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には妙高市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入し記名・押印(共同入札の場合は共有者全員の記名・押印)のうえ、印紙税法に定める額の収入印紙を同封(貼り付けないでください)し、次の書類などを添付して妙高市に直接持参または郵送してください。

ア. 必要な書類

(ア) 市町村が発行する身分証明書(不動産の場合のみ)

(イ) 登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書(以下、「収入印紙」といいます)

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。動産の場合はこの金額に消費税等が含まれます。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は原則として返還

しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で20歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則として返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額
売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに妙高市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに妙高市が納付を確認できることが必要です。

ア. 妙高市が指定する銀行口座への振込み

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

株式会社ネットラストは、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 上記以外の(銀行振込などによる)納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込みのみとなります。公有財産売却の参加者(入札保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後2週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

妙高市は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には妙高市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、市町村が発行する身分証明書(動産の場合不要)および登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書を併せて妙高市に直接持参または郵送してください。その後、売払代金の残金納付確認後、動産の場合は送付手続き、不動産の場合は落札者の請求に基づいて不動産登記簿謄本上の権利移転のみを行います。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

(1) 妙高市のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売払代金の残金納付期限までに妙高市へ提出してください。

(2) 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に妙高市に対して任意の書式にて申請してください。

(3) 不動産の場合所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後1 か月半程度の期間を要することがあります。

3. 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など妙高市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2) 公有財産売却の財産内の構造物、動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

(1) 権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など)は落札者の負担となります。

(2) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

(3) 動産の送料等は落札者の負担となります。

ア. 売払代金の残金を銀行振込などで納付する場合

売払代金の残金を納付後、収入印紙などを妙高市に送付してください。

共同入札者が落札者となった場合、不動産登記の登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。(実際に持参または送付する場合は全共同入札者の合計で構い

ません)

・所有権移転登記を行う際に、妙高市と所管の法務局との間で登記嘱託書などの書類を送付するために郵送料(切手1500円程度)が必要です。これらの納付方法は別途担当者が連絡します。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 入札の受付が開始されない場合

イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ. くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後2週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後2週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など(以下「入札者など」)

という)に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、妙高市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、妙高市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、妙高市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、妙高市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、妙高市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、妙高市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のYahoo! JAPAN ID およびパスワードなどを紛失もしくは、Yahoo! JAPAN ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず妙高市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

妙高市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、妙高市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、妙高市が公開している情報(文章、写真、図面など)について、妙高市に無断で転載・転用することはできません。

[インターネット公有財産売却における個人情報について](#)
行政機関がヤフー株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

[クレジットカードで入札保証金を納付する場合](#)

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人(以下、「参加者など」という)は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、ヤフー株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。